

一般社団法人広島県病院薬剤師会 役員候補者及び役員等選出規程

(目的)

第1条 一般社団法人広島県病院薬剤師会(以下「本会」という)は、定款第9条および定款第11条の規定に基づき、役員候補者の選出および選任を公正且つ円滑に行なうことを目的とする。

(選挙管理委員会)

第2条 役員選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。ただし、総会においては、総会議長(以下「議長」という。)の指揮下に入る。

- 2 選挙管理委員は、5名以内とし、会長が、本人の承諾を得て各支部を考慮して理事会の決議を経て委嘱する。
- 3 選挙管理委員の任期は2年とする。
- 4 選挙管理委員は、役員の立候補者となり、また、役員候補者の推薦人となることができない。

(役員候補者の区分など)

第3条 定款第8条および第9条、第11条の規定に基づき、役員候補者および役員等の区分、員数及び選出方法を次に定める

- (1) 会長候補(1人) : 選挙により選出
- (2) 副会長候補(5名以内) : 会長候補として選出された者により支部を考慮して選出
- (3) 専務理事候補(若干名) : 会長候補、副会長候補として選出された者の合議により選出
- (4) 常任理事候補(若干名) : 会長候補、副会長候補として選出された者の合議により選出
- (5) 理事候補((1)～(4)により選出された各候補を含めた理事定数範囲内)
: 会長候補、副会長候補、専務理事候補、常任理事候補として選出された者の合議により選出
- (6) 監事候補(2名以内) : 選挙により選出
- (7) 日本病院薬剤師会(以下「日病薬」という)代議員・予備代議員
: 日病薬の定めるところにより選出

(役員候補者及び役員等の資格の詳細)

第4条 前条に基づき役員候補者資格の詳細を定める。

- 2 会長候補、副会長候補、専務理事候補、常任理事候補は、病院、診療所、介護保険施設の勤務経験を有する正会員とする。
- 3 理事候補は、医療及び病院、診療所の薬剤師の業務について精通した本会の正会員又は特別会員とする。
- 4 監事候補は、病院、診療所、介護保険施設の勤務経験を有する本会の会員又は関係法令及び会計制度に精通した者とする。
- 5 日病薬代議員及び予備代議員は、日病薬の定めるところによる者とする。

(役員候補選出)

第5条 会長及び監事候補の選出については、役員改選前年度の臨時総会開催日に行なう。

- 2 候補者が、その選挙によって選ぶべき員数を超えないとき、または超えなくなったときは、投票を行わずにその候補者をもって当選者とする。
- 3 副会長候補、専務理事候補、常任理事候補、理事候補の選出については、役員改選を行なう通常総会の招集を決定する理事会で行う。

(役員選出時期)

第6条 役員候補（会長候補、副会長候補、専務理事候補、常任理事候補、理事候補）は役員改選年度の通常総会による選出決議を経て就任する。

- 2 選挙管理委員会委員長は前項の通常総会において役員候補者選出の経緯を報告する。
- 3 監事候補は、通常総会による選出決議を経て就任する。
- 4 日病薬代議員及び予備代議員の選出は、通常総会において日病薬の定めるところにより選出する。
- 5 日病薬代議員及び予備代議員が、その選挙によって選ぶべき員数を超えないとき、または超えなくなったときは、投票を行わずにその候補者をもって当選者とする。

第7条 選挙管理人は、選挙期日の30日前までに次の事項を定め、選挙人である正会員に告示しなければならない。

- (1) 選挙期日及びその場所に関する事項
- (2) 候補者の届出に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

(立候補の届出)

第8条 自ら会長あるいは監事、日病薬代議員に立候補する者は、公示に従って選挙管理

委員会が定めた様式に記載した書類を委員会に提出しなければならない。

- 2 正会員は、10名以上が連署して候補者を推薦することができる。ただし、推薦できる候補者の数は、会長1名、監事2名、日病薬が定めるところによる代議員数以内とする。
- 3 前項により候補者を推薦するときは、選挙管理委員会の定める様式により被推薦者の承諾書を添えて委員会に提出しなければならない。
- 4 候補者になろうとする者は、推薦人になることができない。
- 5 選挙管理委員が候補者になるときは、役員改選前年度の8月までに委員を辞任しなければならない。
- 6 立候補者、推薦候補者および推薦者は、役員改選前年度の9月30日現在で前述の資格を有するものでなければならない。

(候補者の公示)

第9条 委員会は前条の書類の審査を行い、候補者として適格と認めた者については、その氏名を本会ホームページ会員ページと会誌に公開する。

(候補者の辞退)

第10条 届け出後に候補者を辞退しようとするときは、選挙を行う日の7日前までに、候補者本人の署名のある文書により、選挙管理委員会に届け出なければならない。

(選挙立会人)

第11条 選挙立会人は、選挙ごとに会長が、理事会の決議により本人の承諾を得て正会員の中から若干名を指名する。

- 2 選挙立会人は、開票の際に立会するものとする。

(選挙の方法)

第12条 選挙は、選挙人である正会員の無記名投票により行う。

- 2 投票は、所定の用紙を用い、選任を可とする候補者の氏名の所定の欄に○印を記載して行う。
- 3 候補者の数が定款第8条および定款第9条に定める定数を超える場合は、投票用紙の○印の数は定数を超えてはならない。有効投票数の過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を当選者とする。定数枠の最後の者の得票数の数が同じときは、抽選によって決定する。
- 4 投票実施中は議場を閉鎖する。

(無効投票)

第13条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 第12条の規定に反して投票したとき。
- (2) 所定の投票用紙を用いなかったとき。
- (3) 定数を超える数の候補者の氏名に○印を記載したとき。
- (4) その他、選挙管理人及び選挙立会人が無効であると認めたとき。

(当選者の決定と報告)

第14条 得票数等の開票結果及び当選者については、委員会委員長が議場において報告するものとする。ただし、第5条2及び第6条5を適用する場合は当選者のみを報告するものとする。

(公告)

第15条 当選者が就任したときは、速やかにその氏名を本会ホームページにおいて公告しなければならない。

(補欠役員の選任)

第16条 役員に欠員が生じたときは、第2条から第15条の規定にかかわらず、理事会の決議で候補者を選出し、総会で承認を得て、補欠役員の選任をすることができる。

(補則)

第17条 本規程に定めるもののほか、必要な事項については理事会で定める。

附 則

1. 本規程の変更は、理事会の決議において決定し、総会にて承認を得るものとする。
2. 本規程は、平成30年5月12日より施行する。
3. 本規定は、令和5年6月3日より施行する。